

○東京藝術大学副学長に関する規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成25年3月28日 平成25年10月24日
平成27年3月26日

（目的）

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第41条の規定に基づき、東京藝術大学副学長（以下「副学長」という。）の職務その他必要な事項について定めることを目的とする。

（任務）

第2条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長は、前項に掲げるもののほか、学長から特に指示があった場合は、東京藝術大学理事室規則に規定する特定の理事室について、室長として業務を所掌することができる。

（任命）

第3条 副学長は、本学の教授のうちから学長が指名するものをもって充てる。

2 学長は、前項の任命を行ったときは、役員会及び教育研究評議会に報告するものとする。

（任期）

第4条 副学長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、当該副学長を任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

2 学長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合は、副学長は辞任しなければならない。ただし、後任の学長が任命されるまでの間は、引き続き在任するものとする。

（解除）

第5条 学長は、前条に基づき定めた任期の途中においても、副学長を免ずることができる。

2 学長は、前項に基づき副学長を免じたときは、役員会及び教育研究評議会に報告するものとする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学副学長に関する規則（平成13年3月27日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。